

変更届に係る添付書類一覧（地域密着型事業所）

変更があった事項	添付書類	備考
1 事業所・施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項 ・ 運営規程 	
2 事業所・施設の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項 ・ 運営規程 ・ 移転先の事業所の平面図及び写真（※1） ⑤写真は、保険者が現地確認できる場合は不要 ・ 建物の賃貸契約書等の使用権原を証する書類の写し（※1） ・ 設備・備品等一覧（※1） 	<p>【移転の場合】※1は移転の場合のみ添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に設備基準等に合致しているかの確認を行う必要があるため、移転の2週間前までに提出 ・ 移転に際し、事業所の電話、FAXが変更になる場合は、変更届に記載 ・ 移転元と移転先の指定権者が異なる場合や、移転に伴い事業所を継続していると認められない場合には、廃止・開始の手続きが必要
3 申請者の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事項証明書（原本） 	
4 主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事項証明書（原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転に際し、事業所の電話、FAXが変更になる場合は、変更届に記載
5 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事項証明書（原本） ・ 誓約書 	
6 登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事項証明書（原本）、条例等 	
7 事業所・施設の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図（変更前・変更後） ・ 変更のあった部分の写真 ⑤保険者が現地確認できる場合は不要 ・ 指定に係る記載事項（※2） ・ 設備・備品等一覧（変更がある場合） 	<p>※2 食堂及び機能訓練室の面積の変更の場合のみ</p>
8 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（※3） ・ 管理者経歴書 ・ 勤務形態一覧表 ・ 雇用関係、勤務条件等が確認できる書類 ・ 資格者証等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所変更のみで、管理者自体の変更がない場合は、※3のみ添付

	変更があった事項	添付書類	備考
9	<p>運営規程 (従業者の員数、営業日、営業時間、利用定員、利用料等)</p>	<p>【従業者の員数の変更の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 (変更後のもの) ・ 指定に係る記載事項 ・ 勤務形態一覧表 ・ 雇用関係、勤務条件等が確認できる書類 (※4) ・ 資格者証等の写し (※4) <p>【その他の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 (変更後のもの・変更箇所が多い場合は、変更前のものも添付し、変更箇所を明記) ・ 平面図(定員変更の場合) ・ 指定に係る記載事項 (※5) 	<p>※4 新規雇用及び異動の場合</p> <p>※5 記載事項内の項目に変更がない場合は、指定に係る記載事項の添付は不要</p>
10	<p>協力医療機関 (病院) ・ 協力歯科医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項 ・ 協力医療機関等との契約書等の写し 	
11	<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等の連携内容がわかるもの 	
12	<p>本体施設、本体施設との移動経路等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体施設の概要及び本体施設との移動経路等がわかるもの 	
13	<p>併設施設の状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設する施設の概要の分かるパンフレット等 	
14	<p>介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務形態一覧表 (※6) ・ 介護支援専門員証の写し ・ 雇用関係、勤務条件等が確認できる書類 ・ 指定に係る記載事項・運営規程 (※7) 	<p>※6 介護支援専門員以外に変更がない場合は、介護支援専門員のみでも可</p> <p>※7 従業員の員数に変更がある場合のみ</p>